

### 第3章 目標の設定

#### 1 目標の設定

「交通事故のない社会」の実現を目指して、第11次計画の計画期間における交通事故発生件数、死者数の減少目標を設定する。

交通事故の発生件数は、全体的に見ると減少傾向にあり、ここ5年間の平均は約80件となっているため、“80件以下とする”ことを目標とする。

また、交通事故による死者数については、平成27年から令和2年まで0人を継続していることから“死者数を0人とする”ことを目標とする。

##### (1) 発生件数の減少目標

交通事故発生件数は、平成19年に過去最悪の172件を記録してから減少傾向にある。平成29年は100件台となったものの、平成25年から令和2年にかけては約80件台に抑止できているため、第11次計画においては、更なる減少を目指し、年間80件以下に抑えることを目標とする。

**●発生件数を、年間80件以下とする。**

##### (2) 死者数の減少目標

交通事故による死者数は、平成27年から令和2年まで0人を継続している。このため、第11次計画においても、死者数を0人とすることを目標とする。

**●死者数0人を目指す。**

## 2 目標達成のための方向性

目標を達成するためには、交通死亡事故に占める高齢者の割合が高く、今後も高齢化が進むことを踏まえ、高齢者が安全かつ安心して持続的に参加できる交通社会の形成が必要である。

その際には、多様な高齢者の実像を踏まえた総合的な交通安全対策を推進する必要がある、自動車を運転する場合と歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合の相違に着目し、加齢による身体機能の変化にかかわらず交通社会に参加することを可能にするための道路交通環境の整備を図ることも重要である。

また、次代を担う子供の安全を確保する観点から、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路や通学路等において、歩道の整備等、安全・安心な歩行空間の整備を積極的に推進する必要がある。

そのため、目標の達成に大きな影響があり、かつ、緊急性の高いと考えられる『高齢者及び子供の安全確保』、『高齢運転者の交通事故防止』、『高齢者（歩行者・自転車）の交通事故防止』に重点的に取り組んでいく必要がある。

### 【重点的に取り組む施策】

- 高齢者及び子供の安全確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 高齢者（歩行者・自転車）の交通事故防止

## 第4章 交通安全施策の推進

本章では、計画の目標を達成するために取り組む交通安全施策を「重点施策」と「主な施策」に分類して記述する。

### 1 重点施策

#### (1) 高齢者及び子供の安全確保

高齢者や子供に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育の実施や道路交通環境の整備を推進する。

##### ① 交通安全教育の推進

###### 【自転車の交通ルールの遵守・交通マナーの徹底】

高齢者や子供にとって身近な交通手段である自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことに加え、交通マナーの低下による危険な行動が見受けられることから、交通安全教育等の充実を図る。

##### ② 交通安全施設整備の推進

###### 【道路交通環境の整備】

高齢者や子供が安全にかつ安心して外出できる社会の実現を図るために、通学路や生活道路等の歩道を整備するなど、「人」の視点に立った歩行者優先の道路交通環境整備の強化を図る。

#### (2) 高齢運転者の交通事故防止

高齢運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の実施や高齢者マークの使用、運転免許を返納しやすい環境整備などを推進する。

##### ① 交通安全教育の推進

###### 【参加・体験・実践型の交通安全教育の実施】

加齢に伴う身体機能の変化が、運転者としての交通行動に影響を及ぼしていることを理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の交通安全教育を推進する。

## ② 高齢運転者対策の推進

### 【高齢者マークの活用促進】

高齢運転者の交通安全意識を高め、周囲の一般運転者が危険予測運転や思いやり運転をとりやすくするため、高齢者マークの活用を促進し、高齢運転者の交通事故防止を図る。

### 【安全運転サポート車の活用促進】

身体機能の衰え等を補う運転支援機能が搭載されている安全運転サポート車等に対する知識の習得や活用促進のため、広報誌等への掲載や体験・実践型の交通安全教室を実施する。

### 【運転免許証返納者への対応】

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境を整備するため、関係機関と連携し、持続可能な移動手段の確保・充実を図る取り組みを推進する。

## (3) 高齢者（歩行者・自転車）の交通事故防止

交通事故の全死傷者に占める高齢者の割合は高く、特に歩行中や自転車乗車中の割合が高いことから、高齢者の歩行中、自転車乗車中の交通安全対策を推進するとともに、高齢者に対する一般運転者の交通安全意識を高めることにより、高齢者の死亡事故防止を推進する。

## ① 交通安全教育の推進

### 【交通安全講習会の実施】

加齢に伴う身体機能の変化が、交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識の習得を図るため、大河原町老人クラブ連合会や各行政区等と連携し、交通安全講習会を実施する。

### 【高齢者世帯訪問による交通安全啓発】

大河原町交通安全母の会等の関係団体が、町内の高齢者世帯を訪問して、反射材の効果や着用方法、運転や外出する際の交通ルールの再確認等について、実際に体験させながら説明し、交通安全教育の推進を図る。

### **【反射材着用の促進】**

薄暮時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向があることから、窓口や街頭活動等で反射材を配布し、外出時（歩行者、自転車）における反射材の着用を促進し、ドライバーからの視認性を高め、高齢者の事故防止を図る。

## **② 広報啓発活動の推進**

### **【高齢者に配慮した交通安全意識の向上】**

高齢者の交通事故を防止するには、他の世代も高齢者の特性を理解した上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めていく必要があることから、交通安全教室等による広報啓発活動を推進する。

## **③ 道路交通環境の整備**

### **【道路照明の整備】**

幹線道路における夜間の交通事故を防止するため、危険箇所における道路照明の整備を推進する。

## 2 主な施策

### (1) 交通安全意識の向上

#### ① 交通安全教育の推進

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる社会人を育成する上で重要である。

#### i 幼児に対する交通安全教育

心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度や日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識の習得を図る。

##### i-1 幼児・保護者への交通安全教室の開催

保育所・幼稚園等において、家庭及び警察署、交通安全指導員等と連携・協力を図りながら、日常のあらゆる場面を捉え、親子で一緒に実習できる交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図る。また、幼児の保護者が家庭で適切に指導ができるよう、保護者向けの交通安全教室の開催を推進する。

##### i-2 自転車乗車時における幼児の安全確保

幼児の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果への理解促進やヘルメット着用の徹底を図る。また、自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる交通安全教室等を開催するほか、幼児二人同乗用自転車の活用等について広報啓発活動を推進する。

※交通安全指導員：交通事故を防止するため、町長が任命（定員26名）しており、主に児童生徒の登校時における安全確保のため、立哨指導を行っている。

ii 小学生に対する交通安全教育

心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路を安全に通行させるために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力の向上を図る。

ii-1 児童・保護者への交通安全教室の開催

警察署や交通安全指導員等と連携・協力を図り、保護者が児童と一緒に歩行者としてのルールや自転車の安全な利用、危険の予測と回避等について重点的に学習できる交通安全教室を開催し、交通安全教育の推進を図る。

ii-2 登校時の交通安全指導及び交通安全教育の推進

登校時における交通安全指導を継続して実施し、登下校時の交通事故防止の徹底を図るとともに、警察署と連携して、各学校で開催する交通安全教室を充実する。

ii-3 学校、PTA、関係団体等による自主的活動の充実

各学校、PTA、関係機関等が連携・協力を図り、実際に児童が利用する通学路の点検や交通危険箇所での街頭活動等を実施し、児童の交通事故防止に努める。

ii-4 自転車乗車時のヘルメット着用の推進

学校、関係機関・団体と連携・協力を図り、登下校時や休日等における自転車乗車時のヘルメット着用の徹底を推進し、自己の安全を確保するとともに、ドライバーからの視認性を高め、交通安全の確保を図る。

### iii 中学生に対する交通安全教育

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、思いやりをもって、自己の安全ばかりではなく、他の人々にも配慮できるような交通安全教育を推進する。

#### iii-1 中学生への交通安全教室の開催

警察署や交通安全指導員等と連携・協力を図り、自転車の乗り方に重点を置き、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催を推進するとともに、自転車乗車時のルールやマナー（傘差し運転、無灯火運転、スマートフォン等の操作しながら、イヤホンで音楽を聴きながら等の運転の禁止）の周知徹底を図る。

#### iii-2 自転車乗車時のヘルメット着用の推進

学校、関係機関・団体と連携を図り、自転車乗車時のヘルメット着用の推進し、自己の安全を確保するとともに、ドライバーからの視認性を高め、交通安全の確保を図る。

### iv 高校生に対する交通安全教育

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を具体的に習得させるとともに、自転車安全利用条例や交通ルールの学習により、ルール遵守が事故を防ぐことや、加害者となった場合の損害賠償という概念等について理解させるような交通安全教育を推進する。



#### iv-1 高校生への交通安全教室の開催

警察署や交通安全指導員等と連携・協力を図り、二輪車及び自転車の安全な利用に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室の開催を推進する。また、生徒の多くが、近い将来に普通免許等を取得することが予想されることから、運転者の責任や応急手当等について理解させる等、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育の実施を図る。

#### v 成人に対する交通安全教育

自動車等の安全運転確保の観点から、警察署・教習所等と連携・協力を図り、運転者の交通安全教育を促進するとともに、各事業所における自主的な交通安全教育の充実に努める。

##### v-1 事業所における交通安全教育の充実

広報誌等による周知啓発活動により、各事業所の安全運転管理者や運行管理者等が法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加するよう促し、各事業所における自主的な交通安全教育を充実させ、交通安全意識・交通マナーの向上を図る。

##### v-2 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

交通安全協会や安全運転管理者会、自動車教習所等と連携・協力を図り、実技を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。また、運転免許を取得しない又は取得したものの自動車をほぼ運転しない若者の増加に鑑み、それらの若者が交通安全や安全運転に必要な技能・技術について学ぶ機会を設けるように努める。

##### v-3 交通安全啓発活動を通じた交通安全教育の推進

交通安全協会、交通安全母の会等の関係団体と連携・協力し、成人の交通安全運動への積極的な参加を促し、交通安全意識の向上を図る。

## ② 広報啓発活動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促進するため、地域、関係機関・団体が連携して、交通安全運動等を組織的・継続的に展開する。

また、重点的な施策について、積極的に広報啓発を行う。

### i 交通安全町民総ぐるみ運動の推進

町民の交通安全意識及び交通ルール・マナーの向上を図るため、関係機関・団体と協力しながら、年4回の交通安全運動の充実を図る。

- 春の交通安全運動（4月）
- 夏の交通事故防止運動（7月～8月）
- 秋の交通安全運動（9月）
- 年末・年始の交通事故防止運動（12月～1月）

（実施事業）

- ・街頭キャンペーンの実施、啓発チラシの配布
- ・各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- ・横断幕等の掲出
- ・小学生を対象としたポスター、作文コンクールの実施

### ii 飲酒運転根絶に向けた啓発活動の実施

本町には飲食店が多数あり、飲酒運転が比較的多くなる傾向があるため、継続的に警察署、関係団体と連携して飲食店を訪問する等、実情に応じた訴求力の高い啓発活動を行い、飲酒運転の防止を図る。

### iii チャイルドシート、シートベルト着用の促進

#### 【チャイルドシート着用の促進】

幼稚園、保育所等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい着用の徹底を図る。特に、心身の発達により、チャイルドシートの着用が疎かになってくる比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

#### 【シートベルト着用の促進】

後部座席のシートベルト非着用時の致死率が着用時と比較して格段に高くなることから、警察署や関係団体との協力の下、交通安全教室や広報誌等、あらゆる機会や広報媒体を利用して、シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

### iv 夕方早めのライトオン運動の推進

夕方から夜間にかけて多発する交通事故の要因は、視認性の悪化や仕事の疲れなどに起因する注意力の散漫等であるため、「夕方早めのライトオン運動」の広報啓発を推進し、夕方から夜間にかけての交通事故防止を図る。

### v 横断歩道や信号機が設置されている交差点に関する交通ルールの広報啓発

歩行者が渡ろうとしている横断歩道における不停止や歩車分離式信号機が設置されている交差点における信号無視、歩行者の間違った横断方法等、交通ルールの理解及び遵守が不十分な状況にあるため、警察署や関係団体との協力の下、交通安全教室や広報誌等、あらゆる機会や広報媒体を利用し、広報啓発を推進する。

また、宮城県で毎月 10 日に定めている「横断歩道安全対策強化日」に併せて、運転者には横断歩道における歩行者優先の徹底、歩行者に対しては道路横断時の横断歩道の利用、信号機があるところでは、その信号に従い、必ず安全を確認し、横断中も周囲に気を付けること等、歩行者自らの安全を守るための交通行動を促すように町配信メール等を利用し、広報啓発を推進する。

#### vi 自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通ルールに関する理解が不十分であり、交通ルール・マナーに違反する行動が多いことから、自転車は本来車両であり、道路を通行する際は、歩行者に最大限配慮し、信号・道路標識に従って通行する等、道路交通法に則った交通安全教育等の充実化を図る。

(ア) 自転車安全利用条例や交通ルール・交通マナーの周知徹底を図り、道路を通行する場合における道路交通法に則った正しい自転車の乗り方について広報啓発を推進する。

(イ) 自転車安全利用条例により、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入が義務化されたことから、関係事業者等と協力し、自転車の整備と損害補償が一体となった T S マークの普及や損害賠償保険等への加入について広報啓発を推進する。

(ウ) 全国で発生している自転車の危険運転による交通事故事例を用いて、傘差し運転、無灯火運転、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの運転、イヤホン等を使用して周囲からの必要な音が聞こえない状態の運転等の危険性について周知・徹底を図る。

vii 交通事故データ等の情報提供

交通事故データや交通危険箇所等を町ホームページ、広報誌等を活用し、町民に周知することにより交通安全意識の向上を図る。

viii スマートフォン、カーナビ等の注視の危険性に関する広報啓発

広報誌や町配信メール等を活用し、車両の運転中におけるスマートフォンやカーナビ等の注視による危険性について広報啓発を推進する。

ix 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品やLED安全ライト等の着用促進を図るため、町広報誌等を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に重点を置き、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催や反射材製品についての情報提供に努める。

(2) 道路交通環境の整備

交通安全を推進するためには、歩行者や車が安全に通行できる道路施設などの交通環境整備が不可欠である。

このため、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を推進し、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図るとともに交通事故多発地点や交通危険箇所における交通安全施設の整備を推進する。

## ① 交通安全に配慮した道路交通環境整備の推進

### i 適切に機能分担された道路網の整備

歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。

また、役場及び大河原小学校・中学校周辺の町道が指定を受けている「ゾーン 30」について、町広報等で周知し、車両速度の抑制や通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。

※「ゾーン 30」：生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度 30 キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、区域内における速度抑制や抜け道とする行為の抑制等を図る対策。

### ii 道路改良等による道路交通環境の整備

道路改良等にあたる際は、道路標識、道路照明、防護柵等の交通安全施設の整備を図るとともに、歩道等を設置するための既存道路の拡幅等を推進する。

特に道路照明は、夜間の交通事故防止はもとより、防犯対策の面からも効果があることから、整備を推進する。

## ② 交通事故多発地点の交通安全施設整備の推進

交通事故は、特定の場所で多く発生している傾向にあるため、交通事故多発地点及び交通危険箇所の把握をする際に、地域住民や道路利用者の意見を十分取り入れながら、交通安全施設整備の推進を図る。

### ③ 歩行空間等の整備

#### i 道路使用及び占用の適正化

道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、許可条件の遵守、占用物件等工作物の設置等の維持管理の適正化について指導し、道路本来の機能を確保する。

そのため、町道の道路パトロールを強化し、道路の不法使用、不法占用等の発見に努める。

#### ii 通学路等における安全の確保

児童生徒や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、通学路等安全対策推進会議における合同点検の実施や指摘・要望を受けた事項への対策等、地域住民や関係機関・団体等の声を取り入れながら、通学路等における交通安全施設整備を図る。

### ④ 効果的な交通規制の推進

交通の安全と円滑化を図るため、警察署、道路管理者等と連携・協力し、地域の交通実態等を踏まえ、交通安全施設の整備状況や既存の交通規制内容等について常に点検・見直しを行い、安全で円滑な交通流の維持に努める。

特に、交通渋滞を避けるために抜け道行為をする車両が集中している幹線道路については、交通規制の見直しや交通安全施設の整備による通過交通流の抑制、歩行者と車道を分離するなどの交通事故防止対策を推進する。

### ⑤ 踏切道における交通安全の推進

踏切道における交通事故は、一たび発生すると重大な被害につながることから、広報啓発活動を積極的に推進するとともに、関係機関・団体による踏切道等の定期的な点検整備を推進し、交通事故防止に努める。

### ⑥ 交通事故の調査研究の推進

近年、交通事故の発生要因が複雑化、多様化していることから、地域住民、関係機関・団体等と連携・協力の下、交通事故の実態を的確に把握し、交通事故の削減に向けた効果的かつ詳細な交通安全施策の検討、立案等に努める。

## (3) 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するため、交通事故の実態等を的確に分析し、重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りや暴走族の取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る。

### ① 効果的な指導取締りの強化等

警察署と連携・協力し、歩行者及び自転車利用者の違反行為による事故防止並びに交通事故多発路線等における重大事故防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。また、飲酒運転や無免許運転、あおり運転等の悪質かつ危険性、迷惑性の高い違反行為の根絶に向けた取組を推進する。



## ② 暴走族対策の推進

近年、暴走族による集団暴走行為等は、道路交通法の改正に伴う指導・取締りの強化により根絶寸前であるが、旧車會を名乗り集団暴走行為を敢行するグループや SNS でつながった仲間達と騒音運転をする少年グループの発生等、未だに根絶に至っていない状況にあるため、「大河原町暴走族根絶運動推進条例」に基づき、今後も町民、事業所、関係機関・団体等が協力し、暴走族の根絶を推進する。

※「旧車會」：改造した旧型の自動二輪又は原動機付自転車を運転する者のグループのことで、集団でツーリングや各種イベントを行っている。

元暴走族を中心に 30～40 歳代が多く、旧車會を隠れ蓑に集団暴走行為を敢行するグループも散見される。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画推進の考え方

交通事故を防止するためには、町、関係機関、団体等が緊密な連携の下に施策を展開することはもちろん、町民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、協働による交通安全施策に取り組み、計画の着実な推進を図る。

#### (1) 町民の参加・協働による推進

交通安全は、町民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通マナーを向上させることが最も重要であるため、町民の主体的な交通安全活動への参加を促進するとともに、地域住民や関係機関、団体等による現地調査や協議を踏まえ、各地域の特性に応じた交通安全対策を推進する。

#### (2) 関係団体との連携による推進

関係団体等の役割分担を明確化させ、連携強化を図るとともに、地域の実情に即した交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、関係団体等の主体的な活動を促進する。

#### (3) 事業者等との連携による推進

安全運転管理者会と連携し、事業所内における交通安全教育を促進し、交通事故の防止を図る。

#### (4) 警察署との連携による推進

警察署と緊密に連携・協力し、交通事故の防止に努める。

#### (5) 実施計画の策定及び評価による計画の推進

本計画期間内の毎年度当初において実施計画を策定する。また年度の終了後、施策の実施状況及び交通事故統計等により計画の推進状況について評価を行い、その結果により計画の目標達成に向けて事故防止対策の強化を図るなどの見直しを行う。

## 2 推進体制

交通安全計画の推進にあたっては、それぞれの施策を行う庁内関係課が連携し、効果的な交通安全施策に取り組むため、庁内推進体制を整備するとともに、警察署や関係団体等と緊密に連携・協力し、本町の交通安全の確保を図る。

令和3年12月

大河原町総務課行政係 刊

TEL0224-53-2111